

警 察 署 協 議 会 議 事 録

協 議 会 名	令和7年第1回宮城県白石警察署協議会
開 催 日 時	令和7年2月25日（火）午後4時から 午後5時まで
開 催 場 所	宮城県白石警察署 大会議室
出 席 者 等	1 協議会委員 出席委員～佐藤由佳会長、八島淳子委員、高橋秀一委員 我妻紀子委員 欠席委員～志村正光副会長 2 警 察 署 側 署長、次長、会計課長、警務課長、生活安全課長、地域課長、刑事課長、交通課長、警務係長
議 事 概 要	別紙のとおり
備 考	

備考 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、添付すること。

別紙

1 報告事項

速度取締り指針について（交通課長）

交通課長から、管内の速度取締り指針について説明がなされた。

委員：今後も交通事故の防止のため、取締り活動を継続願いたい。

2 質疑応答

委員：道路交通法上の自転車の位置付け等について教示願いたい。

自転車の走行に関し、大量の荷物を前後のかごやハンドルに下げて走行していたり、車道中央部への走行や、携帯電話を操作しながらの走行に危険を感じている。

交通課長：自転車の道路交通法上の位置付けは「車両」の一種で、「軽車両」に分類されている。一般的に使用されている普通自転車は、道路交通法により、長さ190センチメートル以内、幅60センチメートル以内などの基準が示されている。

積載物については、宮城県道路交通規則により、積載装置の前後から30センチメートル、積載装置の左右から15センチメートルを超えてはならないなどの制限があり、積載物の重量は、積載装置を備える自転車では30キログラムを超えてはならないとされている。

また、宮城県道路交通規則では、「傘をさし、物を持ち、又はハンドルに掛けるなど視野を妨げ、又は安定を失うおそれのある方法で自転車を運転しないこと」と規定されていることから、御質問の「大量の荷物を前後のかごやハンドルに提げて運転する行為」は、同規則違反である可能性がある。

車道中央部への走行については、道路交通法では、「自転車等は、道路（車道）の中央から左側部分の左側端に寄って運行しなければならない」とされていることから、御質問の「車道中央部への走行」は、規定違反となる。

携帯電話を操作しながら自転車を運転する行為については、令和6年11月1日の道路交通法の改正により、罰則が適用されるようになっており、同改正では、自転車の酒気帯び運転についても、罰則が適用されるように改正されている。

これらの改正は、悪質かつ危険な自転車運転者に対する取締りを強力に推進するためのものであり、当署でも、この改正の趣旨を踏まえ、検挙に向けた警戒活動等を強化している。

委員：警察官が警ら中などに、大量の荷物を自転車に積んで走行している状況を認めたら、声をかけるか。

交通課長：荷物を大量に積み込み、不安定な状況で走行している自転車を見かければ、声をかけ、状況に応じた必要な措置をとることとなる。

委員：承知した。

委員：長野県で無差別殺傷事件が発生した際、防犯カメラのリレー方式で犯人検挙につながったということがあった。事件現場に居合わせた場合の対処法や写真撮影、ビデオ撮影など注意点を教示願いたい。

地域課長：もし、事件現場に居合わせるようなことがあれば、まず第一に、ご自身の身の安全の確保を優先していただきたい。撮影に気をとられて待避行動が遅れ、事件に巻き込まれることのないよう、まずは現場から十分に離れ安全を確保して欲しい。

次に、可能であれば110番通報をしていただき、現場の状況を警察に伝えていただきたい。

110番通報の受理を担当している通信指令課では、事件・事故等の現場の状況を、スマートフォン等の映像により警察に通報することできる「110番映像通報システム」を運用している。

「110番映像通報システム」とは、通報を受けた通信指令課が現場の映像が必要と判断した場合に、通報者のスマートフォン等にSMS（ショートメッセージサービス）により専用URLを送信してくるので、通報者は、そのURLにアクセスし、スマートフォン等のカメラで撮影中の映像や、撮影済みの映像等を送信していただくものである。

もし、今後、事件現場に居合わせて110番通報をした際に、映像通報の依頼があった場合は、是非御協力をいただきたい。

委員：承知した。

委員：初心者マーク及び高齢者マークを付けた車を借りて運転した場合、付けたまま運転しても良いのか、外すべきか、また違反の罰則があるのか教示願いたい。

交通課長：初心者マークは、道路交通法により、「普通免許等を取得後1年未満の運転者は、車体の前面と後面の所定の位置に初心者マークを付けていない普通自動車等を運転してはならない」と規定されており、これに違反した場合は、「2万円以下の罰金または科料、違反点：1点、反則金大型6,000円、普通車4,000円」などの罰則がある。

また、高齢者マークは、道路交通法により、「70歳以上の運転者が普通自動車を運転するときは、高齢者マークを車体の前面と後面の所定の位置に付けて運転するよう努めなければならない」と規定されているが、初心者マークとは異なり、表示は努力義務とされている。

そのため、高齢者マークを付けずに運転した場合は、違反点や反則金などの罰則はない。

以上を踏まえ、初心運転者や高齢運転者以外の方が初心者マークや高

齢者マークを付けたまま運転していいのかという御質問については、結論的にはそれらを付けたまま運転しても罰則はないことになる。

しかし、初心者マークや高齢者マークは、初心運転者や高齢運転者等にマークを表示させて、自覚ある慎重な運転を行っていただき、交通事故を防ぐために表示するのが本来の趣旨であることから、罰則の適用はないものの、初心運転者や高齢運転者以外がマークを表示して運転するのは好ましくないため、是非外して運転していただきたい。

委員：承知した。

委員：北九州市や長野市で立て続けに無差別殺傷事件が起き、その際、防犯カメラが犯人逮捕に大きな役割を果たしたと聞いた。白石警察署管内の防犯カメラ設置状況や、その成果があれば教示願いたい。

生活安全課長：御質問のうち、当署管内の防犯カメラの設置状況について、私から回答する。

警察では、公共空間への防犯カメラの設置は、犯罪の予防と被害未然防止に極めて有効であり、地域住民の皆様の安全と安心を確保するために有益な手段であると認識していることから、自治体や町内会等の地域住民の皆様に、その効果などを説明し、設置促進に向けた働き掛けを行っている。

なお、防犯カメラの設置場所について、自治体や地域住民から相談が寄せられた際は、子供や女性に対する声掛け事案等や街頭犯罪等の発生状況を踏まえた効果的な設置場所や、通学路、公園、商業施設等の人の目に留まりやすく、抑止効果が期待できる場所への設置を助言し、管内における防犯カメラの設置促進に取り組んでいる。

刑事課長：防犯カメラを活用した捜査による成果について、私から回答する。

防犯カメラによる捜査は、犯人の姿、格好を明らかにするだけでなく、犯行状況や逃走方向などを判明させるのに非常に有効な手段として活用している。

特に、犯人が現場から逃走しているような事案では、いわゆる「リレー方式」と呼ばれる捜査で、発生現場を中心として広範囲に防犯カメラやドライブレコーダーなどの映像を確認し、犯人の逃走経路をたどる捜査を行い、犯人検挙につなげている事例もある。

当署における実際の成果としては、主なもので

- 昨年5月、白石市内の路上で発生した不同意わいせつ事件について、このリレー方式によって犯人を判明させて、検挙した事例
- 昨年10月、白石市内で発生した、いわゆるオレオレ詐欺事件について、リレー方式によって関東圏まで逃走した犯人を判明させて、検挙した事例

等がある。

委員：防犯カメラを設置するのは、警察か、自治体か。

生活安全課長：防犯カメラの設置は、警察が助言し、各自治体や町内会、商店街等が行っている。自治体が設置費用の助成を行っているケースもある。

委員：設置場所の公表はしているのか。

生活安全課長：基本的に設置場所の公表はしていないが、場合により、設置の効果を
得るため、あえて設置場所に「防犯カメラ設置中」等の表示をしている
場合もある。

委員：承知した。

3 蔵王駐在所の運用開始について

署長：昨年8月2日に開催した「令和6年第2回白石警察署協議会」で、宮、平沢の各駐在所を永野駐在所に統合し、新しい駐在所の名称を「蔵王駐在所」とし、今年2月中旬以降に完成予定であることをお伝えしていたが、完成予定が3月17日になり、4月1日に運用を開始することとした。

運用の開始にあたり、4月3日に、蔵王町長などを来賓とした開所式の開催を予定している。

地域の方々への運用開始日に関する広報、周知については、蔵王町の機関誌や駐在所だよりなどを活用するほか、機会がある毎に、広く周知を行う。

委員：承知した。